

5分早く自宅を出発！ 決められた場所に駐輪を！ 迷惑な放置自転車を 無くしましょう



近ごろ駅周辺には、道路にはみ出して止められている多くの放置自転車が見られます。自転車は、決められた場所に駐輪してください。

「自分の1台だけなら止めても構わないだろう」「他の人たちも止めているから止めてもいいだろう」という軽い気持ちで、自転車を放置するのはやめましょう。1台の放置自転車が2台、3台と放置自転車を増やすものになります。

道路などに不法に駐輪すると、一般の自動車や緊急自動車、歩行者の通行の妨げとなり、非常に危険です。

電車の時間に合わないから改札近くに自転車を止めているという人は、少し早く自宅を出発しましょう。そうすれば、自転車駐車場に止める時間の余裕ができます。

皆で協力して放置自転車のない安全で安心なまちを目指しましょう。

土木管理課維持係

☎ 34・2097

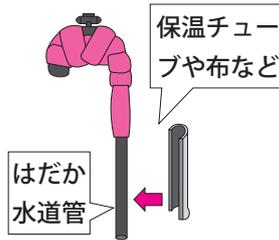
凍結防止の方法を紹介

水道管の凍結にご用心

寒くなると水道管の水が凍って出なくなったり、水道管が破裂したりする事故が起ることがあります。そこで、凍結防止の方法を紹介します。

屋外の露出管

保温チューブや布きれを巻いてその上からビニールなどで防水してください。ホームセンターなどで売っています。

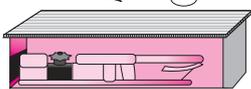


メーターボックス

発泡スチロールや新聞紙を詰めたり、メーターボックスの上にダンボールをのせたりして保温してください。

メーターボックス上にダンボールなどをのせて保温

布、新聞紙など



もしも凍結したら、ぬるま湯を

水道管にタオルをかぶせ、その上からぬるま湯をゆつくりとかけて溶かします。その場合、熱い湯を急にかけて、水道管が破裂することがあります。ご注意ください。



もしも破損したら、元栓（バルブ）を閉める

メーターボックス内の元栓（バルブ）を閉めるか布やテープでしっかり巻き応急処置を行い、最寄りの町指定給水工事に修理を依頼してください。（有料）



上下水道部業務課

☎ 32・2516



事業者の皆さんへ

事業所ごみの減量・分別を徹底しましょう

清掃工場に搬入される事業所からのもえるごみの中には、資源ごみが多く混同しています。町ではきちんと分別されていないごみの搬入はできません。**事業者の責務**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条の中で、事業者には次の責務があるとされています。

- 廃棄物を自らの責任で適正に処理する。
- 廃棄物の再生利用などを行うことでその減量に努める。
- 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保などに関し国や地方公共団体の施策に協力する。

次の品目は資源ごみです

- 缶、ビン、ペットボトル
- ※ 飲料の自販機を設置している事業所では納入業者に引き取ってもらうようにしてください。
- ダンボール、古雑誌（本、雑誌、パンフレット）、古着
- 新聞（広告を含む）、紙パック



事業者はごみの分別を徹底してください

事業者はもえるごみと資源ごみとをきちんと分別して清掃工場へ搬入してください。資源ごみについては、資源物回収業者で引き取ってもらうことができます。状況に応じて資源回収業者が有料で買い取る場合もありますので、資源回収業者に問い合わせてください。

清掃工場（環境管理課）

☎ 33・5003

大災害時に迅速な情報提供

防災用放送設備を設置

大規模災害時に、住民の皆さんに緊急情報を提供するため、町では、避難所や公園など公共施設を中心とした46カ所に高さ約15メートルの支柱を設置し、デジタル無線機の付いたスピーカーを設置しています。

地震や洪水などの大規模災害時に、避難情報などの緊急を要する情報を速やかに放送します。

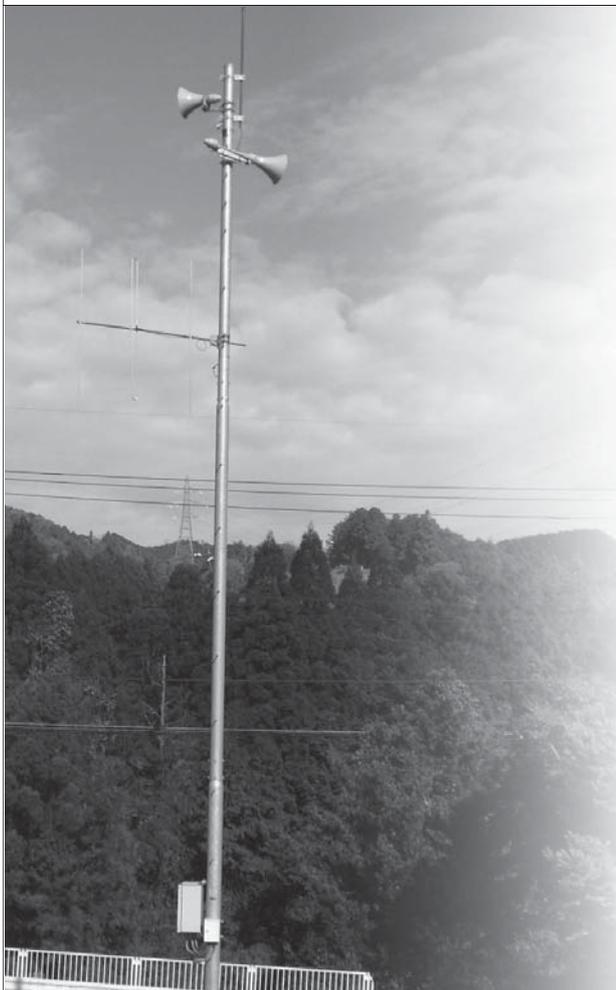
この設備は、有線放送とは異なり無線で情報を伝えることから、大きな災

害でも断線による不通の恐れがなく、災害時の迅速な情報伝達が行えるなど災害に強い放送設備です。

災害による被害を最小限に抑えるため、迅速な情報提供手段の一つとして整備を進めていますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

総務課安全防災係

☎ 34・2059



税など

暮らし・環境

年金・保険

健康・福祉

子育て・教育

まちづくり

催し・講座

募集・就職

お知らせ